

<p>事業名 (予算/決算)</p>	<p>災害時要配慮者支援体制整備事業 (主管課：高齢者介護課) (当初予算：4,978千円 / 決算見込：4,670千円)</p>				
<p>目的</p>	<p>災害時に必要な情報を迅速にかつ的確に把握し、安全な場所へ避難する一連の行動の支援を要する人たちが、安全かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制を整備することを目的としています。さらに、要支援者は社会的弱者といわれる対象者であり、その支援体制の整備は生活困窮者自立支援施策に通じるものであります。</p>				
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要支援者の把握 ・災害時要支援者情報の収集 ・災害時要支援者情報の共有 ・災害時要支援者情報の更新 ・避難行動要支援者管理システムの管理運営 ・避難行動要支援者名簿の配布 ・災害時要支援者の個別避難計画の作成 等 				
<p>令和4年度の課題と取組</p>	<p>【課題等】 個別避難計画の作成については、優先的に作成する対象者が353名（令和3年12月1日現在）いるため、その中でも更に優先的に作成する必要がある方を選定し、作成に取り組む必要があります。 また、今後、要支援者2,010名（令和3年12月1日現在）の個別避難計画を作成していくため、施設入所者及び長期入院者（計862名）の作成方法等についても検討する必要があります。</p> <p>【課題等への取組】 個別避難計画の作成については、特定要支援者に加え、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域内の要支援者の個別避難計画を優先的に作成することとしているため、まず、計画相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの担当者がある場合は、各事業所に作成を依頼し、作成していただきました。また、担当者がない場合は、直接要支援者に個別避難計画作成の案内を送付し、「自身で作成する」か「市に作成を依頼する」かの方法で作成してきました。（令和5年4月1日現在 個別避難計画作成要支援者 220名） また、施設入所者及び長期入院者については、各施設に避難確保計画等があることから、優先的に作成する対象者からは外し、在宅の要支援者から優先的に作成していくことで課題としていた優先的に作成する対象者全員の計画作成に取り組むことができました。</p>				
<p>事務局 自己評価</p>	<p>【評価項目】</p>	<p>A</p>	<p>B</p>	<p>C</p>	<p>D</p>
<p>事業の必要性</p>		<p>○</p>			
<p>事業の効果</p>			<p>○</p>		
<p>事業の効率性</p>			<p>○</p>		
<p>【自己評価の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者管理システムの管理運営 ・避難行動要支援者の把握、情報収集、情報共有を行い、毎月情報更新を実施 ・新規要支援者へ避難支援者への情報提供に関する同意書の送付 ・避難支援者への避難行動要支援者名簿の配布 ・個別避難計画の様式の見直し ・新規特定要支援者の個別避難計画の作成 ・優先的に個別避難計画を作成する対象者の選定 ・優先的に個別避難計画を作成する対象者の個別避難計画の作成 					

	<p>本事業については、災害時の避難行動に支援を要する方が、安全かつ確実に避難できるよう実施する事業であり、本事業の必要性は大きく、A評価としています。</p> <p>事業の効果、効率性については、避難行動要支援者名簿を令和4年度分に更新したものを配布し、優先的に個別避難計画を作成する対象者についても個別避難計画の作成を進めることができたので、B評価としました。</p>
今後の方向性	<p>避難行動要支援者名簿については、毎年度更新を行い、避難支援者に名簿を渡す際には、その都度、事業内容の説明を行い、本事業への理解、協力をお願いしていきたいと考えています。</p> <p>また、個別避難計画の作成については、優先順位に基づき作成し、令和5年度以降については、市内全域の在宅の要支援者を対象に作成していきます。施設入所者及び長期入院者の個別避難計画については再度検討していきます。</p> <p>なお、個別避難計画については、おおむね令和7年度までに全要支援者の作成を進め、令和7年度以降は個別避難計画の更新作業を進めていく考えです。</p>
令和5年度の課題	<p>個別避難計画の作成については、令和4年度までに特定要支援者に加え、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域内の要支援者を対象に作成することができた（施設入所者及び長期入院者を除く）ため、令和5年度以降は市内全域の要支援者を対象に作成していく必要がありますが、より効率的に作成していくため、作成方法を検討し、取り組む必要があります。</p> <p>また、今後は避難支援者への情報提供に関する同意書及び個別避難計画の更新についても検討を行い、更新時期や更新方法についても決めていく必要があります。</p>
【委員会委員の意見】	
委員会評価	

A：期待どおり、B：概ね期待どおり、C：課題あり、D：事業の見直し要

※避難行動（災害時）要支援者とは・・・災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、支援を要する者

〔避難行動（災害時）要支援者の対象基準〕

- ・介護保険の要介護者（要介護認定3以上）
- ・身体障がい者（等級2級以上）
- ・視覚障がい者
- ・聴覚障がい者
- ・知的障がい者（療育手帳A1）
- ・精神障がい者（精神保健福祉手帳1級）

※特定要支援者とは・・・要支援者のうち、在宅での単身生活や障害支援区分及び障害者手帳の等級等により判断し、特に支援が必要と思われる方。